

弁護士任官者から見た 民事弁護

2017年6月7日(水)



水野 邦夫 (29期)

●Kunio Mizuno
東京弁護士会会員

〈略歴〉

1977年4月 弁護士登録(東京弁護士会)
2002年6月 東京地裁判事(弁護士任官)
東京地裁および横浜地裁民事部
(部総括)・山形地家裁所長・
仙台高裁および東京高裁民事部
(部総括)
2016年10月 退官
同月 弁護士再登録(東京弁護士会)

1 自己紹介—弁護士任官を志望した動機

私は昭和52年に東京弁護士会に入会しました。もう40年たつわけですが、この間、弁護士と裁判官を経験して、また弁護士に戻ってきたということで、この40年間私なりに振り返って、充実した時間を過ごしてこれたのかなと思っています。

最初に入った事務所にいたころ、弁護士会の司法改革推進センターや民訴法改正対策委員会に所属して、司法や民事訴訟法の問題、あるいは民事裁判の問題に関心を持っていました。

平成8年から10年まで、日弁連の事務次長を務めていました。当時は、司法修習生の数を将来1500人に増やそうということで、2年間の修習期間を1年半に短縮してはどうかという話があり、法曹三者協議会に携わっていました。

そうこうしているうちに自民党の方が司法に関心を寄せるようになりまして、自民党本部で毎週のように司法の問題についての会合があるということで、日弁連事務次長として自民党本部に毎週のように通っていたことを思い出します。

平成13年に司法制度審議会の意見書が出まして、弁護士任官が推進されることになりました。弁護士任官とは、弁護士実務の経験を積んだ弁護士が裁判官に任官するという制度です。常勤の裁判官と非常勤の裁判官(いわゆる調停官)に任官する道があり、常勤の方は、弁護士会を退会して通常の裁判官と同じ身分になる。非常勤の方は、弁護士を続けながら週1日裁判所に勤務して、調停の主任裁判

CONTENTS

- 1 自己紹介—弁護士任官を志望した動機
- 2 民事裁判の現状について
- 3 弁護士から裁判官になって気付いたこと
- 4 第1回期日前の検討事項
- 5 訴状、答弁書、準備書面について
- 6 書証について
- 7 陳述書について

〈次号掲載〉

- 8 人証調べについて
 - ① 主尋問の準備のあり方
 - ② 反対尋問の準備
 - ③ 裁判官の立場から見た「困る尋問」の例
- 9 和解について
- 10 控訴審における弁護活動
 - ① 最近の控訴審の実情—1回結審の問題
 - ② 控訴理由書の提出期限について
 - ③ 時機に遅れた攻撃防御方法の主張への対応
 - ④ 一審判決の重要性
 - ⑤ 一審の審理の経過についての情報提供
- 11 終わりに
- 12 質疑応答

官として活動するというものです。

その目的について、私なりに理解するところでは、合議、訴訟指揮および判決など、あらゆる場面で多様な経験を持つ裁判官が加わることによって、裁判所の判断に深みや幅が出てくるのが期待されているものと思っています。

裁判官任官を考えたのは、弁護士として25年間やり続けて、ほぼやり尽くしたなという感があったということが1つですし、自分も多少なりとも関与した司法改革を自分なりの形で実践したいと思ったということも動機の1つです。

いろいろな動機が重なって裁判官任官を志望し、平成14年6月に任官して平成28年10月まで、約14年4か月間裁判官を務めました。山形地家裁の所長を務めていた時期は主に司法行政に携わっていましたが、そのほかはずっと民事裁判を担当してまいりました。

任官前にやっていた弁護士としての仕事も民事裁判が中心でしたから、民事裁判の仕事を弁護士と裁判官の両方の立場から経験できたということで、ある意味幸せな人生だったのではないかと考えています。

私は、できる限り多くの弁護士が弁護士としての活動を生かして、裁判官になっていただいて活躍をしてもらいたいと思っています。それが日本の司法の底上げにつながると思いますし、個人としても充実した人生を送ることができるのではないかと思います。

2 民事裁判の現状について

(1) 裁判官の一部にみられる不十分な判決とは

民事裁判の現状をどう見るかについては、実は裁判所の中でもいろいろな意見が出ております。私は最後のキャリアが東京高裁の部総括でしたので、東京高裁の管内から上がってくる地裁の判決を数多く見る立場におりました。

そういった立場での感想を申し上げますと、地裁から上がってくる判決の中には、もちろ

んだ変優れた判決もたくさんありました。一方で、事案の真相に迫っていないとか、表面的な判断で結論を出すというような判決も決して少なくありませんでした。

具体的には、主張に沿う書証がないということから直ちに当該主張を認めないというような判決もありました。例えば、親族間の事件等で、約束を口頭の約束にとどめて書証まで残さないということも多々ありますが、そうすると、合意を直接に証する証拠がないとしても、当事者間ではいろいろなやりとりが積み重ねられてきているということがあるわけです。そういった間接事実を総合して、その事実からどのような各当事者の意図や意思が読み取れるか。その上で、合意の認定ができないのかどうかということの当然検討しなければいけないはずであり、かつ、審理の中ではそういった事情が表れているのに、判決では全く検討していないという例もありました。

逆に、書証の存在から直ちに書証記載の内容を事実認定してしまい、その書証がどういう経緯で作成されたのか、いかなる意味合いの文書として作成されたのかということについて十分な検討がなされていないという判決もありました。

特に書証については、民事訴訟法228条4項に定める私文書の成立の真正の推定、いわゆる二段の推定がありますが、この二段の推定について判断して、成立の真正を認め、そこから一気に書証の内容に沿った事実認定をして終わってしまうという判決もありました。

分かりやすい例で申し上げますと、借用書がある場合に、その借用書の成立の真正を認定して、そこから一気に金銭消費貸借契約があったという認定をしてしまうというケースなどです。確かに、お金を借りてもいないのに借用書を書くはずもないというのは一応の理屈ではありますが、世の中にはこれと違うことがあるということも決して少なくない。そういった場合には、例えば借用書の内容に対応する金銭の動きがあるかといった、客観的な裏付けがあるかどうかを探ることが必要な

事案もあるのですが、そのような作業がなされないまま判決が書かれているとすれば、これは不十分な判決と言わざるを得ない。

そういう意味で、今の地裁の判決は、優れた判決もたくさんあるけれども、そうでない判決も目立つという現状ではないかと認識しています。

(2) 代理人の主張・立証活動は十分か

翻って、代理人弁護士の活動の方はどうなんでしょうかということですが、高裁の裁判長の感想を聞いてみますと、地裁段階でやるべき人証調べが十分に行われていない事例があるという人が多くいらっしゃいました。

私は平成28年10月まで高裁の裁判長をやっていましたが、その年の1月から10月まで、全部で5～6件の人証調べを行いました。これらの人証調べは全て地裁段階で行おうと思えばできた、そういう事例だったのではないかと考えています。

実際、高裁で人証調べを行った事例のうち、私の部では、半数の事例で結論が逆転しているというのが実情です。そして、その多くが第一審の段階でどちらの代理人からも人証調べの申し出がなされていませんでした。

さらに問題なのは、高裁に至っても、裁判所の方から積極的に促さないと代理人が人証申請をしないケースが複数あったということです。これらはいずれも当事者本人尋問です。人証調べを行うと、事実を固められてしまっただけで、かえって不利だと考えたのかもしれませんが、少なくとも立証責任を負う側が人証調べも行わずに立証を果たそうというのはいかかなものかなと思った次第です。

実際に当事者本人尋問を実施すると、その人となりとかがよく分かって、あるいは問題点について突っ込んで聞いてみると合理的な説明ができないこともあったりして、結論が逆転するというケースがあったというのは先ほど申し上げたとおりです。

一時期、人証調べを行う段階では裁判官は既に心証を固めてしまっているよと。だから人証調べは一応行うけれども、その前に結論はほぼ出ているというような話が裁判官から

語られることが多かったように思います。

確かにこの点は、一面真実ではあります。地裁の裁判官は、常に仮定的な心証、暫定的な心証を取りながら裁判を運営していますので、双方の準備書面と書証が出し尽くされた段階では、そのような心証形成は仮定的なものといえどもかなり明確になってきているということは多いかと思えます。

しかし、それでは人証調べが無用かということ、決してそのようなことはないと考えています。法廷で当事者や証人の生の話を聞くと、事件の背景も含めて理解が深まるということは、地裁、高裁を通じて何度も経験しました。

事実認定において何の疑問もないという事件はめったにないわけですし、当事者が何でこのような行為に至ったのかという点について疑問を感じていたところ、尋問をして何だかこういうことだったのか、というふうに、目からうろこが落ちるといった経験を何度もしました。

結論が人証調べ前の仮定的な心証と変わらないケースも確かに多いです。ただ、当事者の裁判に対する納得度という観点から見ても、やっぱり人証調べを行ったケースと行わないケースというのでは、行ったケースの方が納得度は確実に高まると思えますし、和解のきっかけになるということも多いわけです。

もちろんむやみに人証調べを行うべきではなく、必要な範囲で合理的な人証調べを行うべきであるとは思いますが、今申し上げたような点を考慮すると、少なくとも事実関係について当事者に争いがあるような事件では、特別な事情がない限り代理人も積極的に人証申請をすべきではないかと思っております。

3 弁護士から裁判官になって気付いたこと

(1) 裁判官の抱えている事件数

先ほどの、書証の成立の真正から直ちに事実認定をしてしまうという事例なのですが、裁判官は多数の事件を抱えておりますので、

こう言うと語弊があるかもしれませんが、できれば楽に判決を書きたいという思考を持っているということは否定できないのではないかと考えています。

これは決して故意に手抜きをするという趣旨ではありません。例えば先ほどの例で、お金を借りてもないのに借用書を書くはずがないといった定型的な思考で、そこから先の思考に進めない。

これを仮に裁判官の思考停止というふうに名付けたとすれば、当事者代理人側としてはどうやってそういう思考停止をやめさせるのかという工夫をすべきではないかと考えています。

それが不十分だとすれば、たとえ無意識的であっても思考停止をしてしまえば、時間と労力の無駄をせずに済むということですので、裁判官としてはどうしてもそちらに流れてしまうということになりがちなんですね。ですから、先ほど申し上げた検討不十分な判決の裏には、それを許す不十分な代理人の活動があるということも忘れないでいただきたいと思っています。

私が約14年前に弁護士から裁判官になってあらためて気付いたことは、裁判官の扱う事件の量の多さということです。私が最初に地裁の単独事件を週2開廷引き継いだときの未済の事件数は170件前後だったと記憶しています。

いくら繁盛している弁護士でも、170件の事件を持っているという方はおそらくいないのではと思います。その後、東京、横浜の部総括をしていたときも単独の事件を週2開廷持っていましたけれども、未済が一番増えたのは横浜にいたときで、瞬間的に230件くらいまでいったと記憶しています。

これだけの事件数を抱えると、まず事件の一つひとつを明確に記憶しておくことができなくなってくるんですね。

弁護士のころは、例えばタナカさんの事件ですと言われるれば、依頼者の顔がすぐに思い浮かんできて、どんな内容の事件だったかというものがすぐに思い出せたんですけれども、

裁判官になって書記官から原告タナカさんの事件と言われても、よほど印象に残る事件は別として、果たしてどんな事件であったか、どういう争点があった事件なのかすぐには思い出すことはできませんでした。

もちろん事件ごとに裁判官は手控えを作成して事件の内容の要点を書き留め、期日ごとの進行の状況、それから次回までの課題などをその手控えに残しておくのですが、これによって記憶が喚起されたとしても、詳細まではなかなかすぐに思い出せないというのも偽らざる実情だったわけです。

また、裁判官は基本的に受け身の立場です。当事者から書面や書証などによって事件についての情報は得られますけれども、それ以外の情報というのは得られないんですね。この点は、やっぱり弁護士と大きく異なるところじゃないかなと思います。

こういった状況の下では、裁判官に情報をインプットするという意味で、当事者の提出する書面がいかにか大切であるかということが、弁護士から裁判官になってあらためて感じられました。

私は開廷日の前日に、翌日の事件の記録を検討していたんですけれども、多いときには1日に10件以上の事件記録を検討していました。そうすると、提出書面は、内容が正確であるということはもちろん、そのような状況にある裁判官の立場から見ると、読みやすく、その書面を読めば現状において何が問題になっていて、どういう主張をしているのかということがすぐに分かる書面である必要があります。

要するに、読みやすく、かつ、説得力のある書面であることが求められているのではないかなと感じました。

弁護士の皆さんには書面提出の前にもう一度チェックをしていただいて、読み手の側に立つとどうなんだろうかという観点から、直すべき点は直していただくと、主張・立証が裁判官の頭にすっと入っていくというのは言えると思います。

4

第1回期日前の検討事項

次に、第一審の民事訴訟事件を担当する裁判官の仕事の流れについてご説明しながら、代理人弁護士の皆さんにご理解いただきたいポイントを申し上げます。

裁判官の目の前に記録が上がってくるのは、通常は第1回期日の指定のために押印を求める時点です。その前に、事件受付の書記官や、配点先などの担当書記官が訴状の内容を検討しておりまして、何も問題がない場合は第1回期日指定の段階で初めて裁判官は記録に目を通すと、こういう段取りになっています。

その前の段階でよく問題になるのは、訴訟の目的の価額、送達、訴訟物の特定の問題などです。訴訟の目的の価額については、貼用印紙額にかかわってきますので、依頼者を背負っておられる代理人としては関心の強い問題ではないかと思えます。

金銭請求であればともかく、例えば不動産関係訴訟になると、どこまでが訴訟の目的であるのか見解が分かれることがあるでしょうし、例えば不作為を求める事件などの非定型的事件では、もっと難しくなるのではないかなと思います。

いずれにしても、訴訟の目的の価額については、なぜこのように算定したのかという根拠を算定にかかる資料として出していただくと大変ありがたいです。また、いったん納めた印紙の還付を求めたり、あるいは追納させられたりすると、代理人の立場としてはなかなか依頼者に対する説明が難しくなることもあるのではと思います。

そういうふうに、印紙の額が分かりづらいなどと思ったときには、事件受付の段階では「裁判所と協議の上納付する」と記載していただければ、おそらく受付は通るのではないかと思います。その後、配点先の部の書記官と協議をしていただく。この場合、書記官は裁判官と相談しながら当事者と協議し、最終的に裁判官が訴額を決めることになります。

あと、印紙と関連して、訴訟救助の申立て

がなされることがあります。これを認めるかどうかは裁判官の裁量ですが、このあたりは裁判官によって個人差があるかもしれません。

私は、原則として、生活保護を受けられる収入しかないような場合には認めるという基準で考えていました。もう1つの要件として、勝訴の見込みなきにしもあらずという要件がありますけれども、これは本当に認める余地がないということが明らかという場合に限って、この要件を満たさないとして却下していました。

収入に関する資料としては、法律扶助の決定が出たということで、これを書面資料として提出してこられる場合があります。これで認める裁判官がおられたかとは思いますが、私はやはり端的に収入を示す資料を自分の目で見たいという考えを持っていましたので、例えば非課税証明書とか、収入を証する書面を提出してくださいと申し上げていました。

あと、送達の関係では、時には送達先の住所に、実際に相手方が居住しているのかどうか調査をお願いするというのもありました。郵便受けの状況であるとか、誰宛の郵便物が届いているのかとか、近所の方の聞き込みや、写真撮影など、そういうことも含めてお願いしていましたが、これがきっちりと調査報告書という形で上がってくると、送達については非常にスムーズに進むなと思っていました。

送達については、書記官の権限事項となっていますが、裁判官も必要に応じて相談にあずかっておりましたので、今申し上げたような問題はできるだけ円滑にさせていただくとよろしいのかなと思っておりました。

5

訴状、答弁書、準備書面について

(1) 訴状の記載内容の盲点

裁判官としての訴状のチェックについて、まず最大限やらなければいけないのは、もしも被告が欠席した場合に欠席判決が出せるのかどうか。要するに請求の趣旨を認めるに足る、必要にして十分な請求原因事実が書き込

まれているかどうかということです。その場合、意外に盲点になるのが、遅延損害金の問題なんですね。

遅延損害金は、あまり弁護士の皆さんも重視しておられないと見受けられます。例えば、なぜこの利率になるのかとか、あるいは月額賃料相当損害金、賃料相当額の損害金みたいな形で出てきている場合には、なぜこの金額が賃料相当額になるのかとか、あるいは起算日ですね。何月何日からというのが、どうしてこの起算日になるのかという点が必ずしも十分に検討されていない。その根拠が不明確なまま何となく請求の趣旨に書き込まれている、ということが少なからずあったように思います。

(2) 裁判官の心証を引き付けられる

請求原因の記載

不法行為や不当利得を請求原因とする訴状の場合、請求を理由あらしめる要件として不十分であるということが少なからずあったように思います。特に過失を原因とする不法行為においては、注意義務の特定がまず問題になるわけですね。

ところが、注意義務発生の前提となる事実が、必要にして十分な範囲で記載されていない。例えば、予見可能性を基礎付ける事実、結果回避可能性を基礎付ける事実、結果回避義務を基礎付ける事実、あるいは注意義務の程度を基礎付ける事実。それらについて、単に注意義務の内容が書かれているだけでなく、なぜそうなるのかということが事実をもって示されている、そういったことを意識的に検討された上で訴状に記載していただくと、非常に分かりやすいです。

その後の争点整理も非常に円滑にいきますし、裁判所としては、正直言ってそういった検討の跡が十分に見えると、よく検討されているなということで好印象を抱くということは否めないと思います。心証もぐっと原告の方に近づいてくると思います。

不当利得についても、法律上の原因がないことや、利得、損失、因果関係が問題になるわけですが、それぞれについてこれを基礎付

ける事実が十分に検討して書かれていると、スタートの心証を引き付けられるのではないかと考えています。

(3) 答弁書の記載方法の工夫

答弁書の場合、請求原因事実の認否をしていただくわけですが、この認否の仕方ですね。これはもう少し工夫の余地があるのではないかと考えています。読まされる側の立場で言うと、相手方の出した訴状や準備書面をいちいち参照しながら読み返すというのは意外に大変なんです。

できればその書面で、自己完結的に否認の理由も含めて、争点を浮かび上がらせるような工夫をしていただくと、裁判官としては非常に助かります。また、被告としてここだけは譲れないという争点がおのずと浮かび上がってくるような工夫をしていただくと大変助かるなと思います。

具体的に申し上げますと、例えば訴状請求原因第3項(1)の2行目から3行目は否認と書いてあると、裁判官はまた訴状に戻って、第3項の2行目と数えていって、ここからここまでは否認するのかと、鉛筆でマークを入れなくてはいけない。これが意外に大変な作業なんです。

その上、そういった書き方だけだと、裁判官は、どの辺を本当に争うつもりなのかを推測しながら読んでいかななくてはいけないということになるわけですし、この辺もやっぱり苦勞が多いわけですね。

(4) 裁判官から見た頭に入りやすい準備書面

次に、準備書面について。先ほど申し上げたような事件数の多さですので、ぜひ読み手の立場に立って読ませる工夫をしていただきたい。例えば、この準備書面では、どういう主張をするのかといったサマリーを冒頭に記載していただくと頭に入りやすいですし、後で判決起案をする際にも、この準備書面にはこういうことが書いてあるんだなとインデックス的に分かるので、主張の検討漏れを防ぐということにもつながるわけです。

また、文中に適宜小見出しを付けていただくと、分かりやすいですし、検討漏れを防ぐことにもなると思います。事件によっては、

既に書証などで明らかになっている場合でも、図表や相続人関係図、登場人物の相関図、取引関係図、現場見取り図等を、主張を補い理解を促進するために準備書面に添付していただくと効果的なケースもあるんじゃないかなと思います。

あと、書面の長さなんですけれども、あくまでも一般論で申し上げますと、1日に何件も事件記録を検討しなければいけないという立場の裁判官としては、目の前に何十ページもの準備書面が現れる、これはもう、あらためて読むぞという感じで、気力を振り絞る、そういう気持ちになって読むというのが偽らざる実感でした。

できれば10ページ以内ぐらいに納めていただくと、裁判官としてはずっと読んでいけるという実感を持っていました。

書面の提出時期については、私はまず代理人の方に次回出す書面をいつまでに提出できますかということを知り、先に書面の提出期限を設定した上で、その翌週に次回期日を指定するというやり方をしていました。

ところが、そうやって決めた提出期限が守られないことがしばしばありました。そうすると、書記官を通じて催促をして、どんなに遅くとも次回期日の前日までには提出してくださいねとお願いをして、お約束をしていたっていました。問題はその後です。

先ほど申し上げたように、裁判官は期日の前日に記録を集中的に検討するのですが、だいたい午後5時過ぎぐらいまでには記録検討を終えて、その段階で書記官の下に記録は返しておりました。

ところがその後、例えば午後6時や7時という時間になって書記官が準備書面が出ましたみたいな形でまた記録を戻してくるわけです。これは、私にとっては精神的には結構こたえることでした。一度手じまいした仕事を、また何が争点であったのかということを出しながら頭を再起動しなくてはいけないんですよね。

こういった実情をぜひ理解していただいて、期日の前日に出すというお約束を仮にしてい

ただいたという場合には、理想的にはその日の午前中ぐらいに提出していただけるとありがたいです。

(5) 不必要に相手方や相手方代理人を貶める 準備書面の問題点

依頼者向けなのかもしれないんですけども、実に品格のない、もっと言えば汚い言葉使用で、相手方を攻撃する。相手方当事者のみならず、相手方代理人に対してもそういった攻撃を仕かけてくるというような準備書面が結構あるなという印象を持ちました。

例えば、笑止千万であるとか、このような主張は笑うほかないとか、このような主張をする代理人の法律家としての常識を疑うなど。訴訟上の主張といえども、主張との関連性もないことについて相手方を誹謗中傷することは、名誉棄損の不法行為が成立し得るんだという裁判例があることを皆さんもご承知のとおりだと思っておりますが、あまりにも激烈な口調で罵っているとしか言いようのないような書面を読まされると、裁判官としては鼻白む思いをせざるを得ない。この辺は十分にご注意いただきたいと思います。

6 書証について

(1) 証拠説明書の重要性

書証については、まず証拠説明書の重要性ということについて申し上げておきたいと思っております。私はこれを結構重視しておりました。提出された段階で、必ず書証と一緒に目を通して、どんな証拠がどんな立証をするために出されたのかというチェックをしておりました。

特に、証拠説明書の立証趣旨の欄は重視しておりました。ここに例えば準備書面のどの部分のどのような主張と関連する証拠なのかということが明確に書かれていると、裁判官の側から見ると、当事者の主張構造と証拠構造の関連というのが非常によく分かってくるわけです。

ですから、立証趣旨は、準備書面と同等か、

それ以上の役割を果たす部分ではないかというふうに思っておりました。もちろん判決を書くにあたっては、もう一度証拠説明書は必ず参照して、証拠漏れがないか、認定漏れがないかといったことをチェックする作業に使っておりました。

したがって、証拠説明書の内容がしっかり書かれていると、裁判官の心証をかなり引き付けられるんじゃないかなと思います。

(2) メールを書証として提出する際の工夫

もう1つ、最近の事件の特徴として、メールを書証として提出されるというのが非常に多いんですね。

これも1つの特徴ですが、何十ページにもわたるような非常に長大なメール。日付はもちろん何日、何日って分かれていますけれどもね。そういうのが証拠としてどさっと出てくるということが結構ありました。

事件に関連のない部分もあるのではないかなと思うんですが、裁判官としてはそれがどさっと出てくると、どの部分が関連があってどの部分が関連がないのか分かりませんので、結局全部読まなければいけません。

かといって、関連する部分だけを切り出して証拠として提出されると、自分に都合のいい部分だけつまみ食いして提出してこられたんじゃないかというふうに、相手方からクレームが付いたり、あるいは裁判所の側も、本当は隠れている部分があるのかもしれないなんて思ったりして、これもいかなものかということで、二律背反になってしまうわけです。

難しい問題ですが、仮に長大なメールを証拠提出する際には、特にどこを見てもらいたいかを書いてほしいです。

場合によっては、メールだけ見ると、そこに登場するこの人はどういう人なのかとか、この内容はどういう内容なのかとか、何か品物が書いてあるけど、これはいったい何？みたいな感じになることが多いので、必要な部分について書かれている内容の解説も含めて、証拠説明書や準備書面に書いていただくというのではないかなと思います。最低限、アンダ

ーラインをしていただくと分かりやすいのではないかなと思っておりました。

7 陳述書について

陳述書の役割については、人証調べを合理化したり、反対尋問の準備をするなどと言われています。私は陳述書は比較的重視しておりました。

陳述書をどのような形で役立てていたかという、ストーリーの比較をするわけですね。それもただ比較するだけじゃなくて、客観的な証拠や、争いのない事実、これを「動かし難い事実」と我々は呼んでいましたが、この動かし難い事実と陳述書に書かれているストーリーとの整合性がどの程度あるのかどうか。

それから、ストーリー自体の合理性もチェックしておりました。先ほど人証調べの前に裁判官はだいたい仮定的な心証を取っていますと申し上げましたが、この人証調べ前の仮定的な心証の形成にとって、陳述書は不可欠であろうと思っておりました。

私は実際に法廷で人証調べに入る前には、陳述書を記録から切り離してコピーして、必ず一部手元に置いていました。そして、そのコピーに、聞きたい疑問点や、書証との矛盾点を書き込んでいました。

それを見ながら尋問を聞いていると、当事者が果たしてこの点についてどう説明するのかということが意識的によく分かるようになるわけです。最近はずがあまり見かけませんが、一昔前は準備書面の内容をそのまま引き写して、「原告は」を「私は」に書き換えて提出してきたみたいな陳述書もありました。それは極端な例としても、裁判官が前述した使い方をしていることも踏まえて陳述書の内容を十分に検討していただくというのではないかなと思います。 (次号へつづく) ■